

高知県公報

発 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火 曜 日 ・ 金 曜 日)

目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県処務規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎告示（知事の権限に属する事項を委任した執行機関等）の廃止（行政管理課）	2
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	2
高知県教育委員会告示	
◎地方自治法第180条の7の規定に基づく高知県教育委員会の権限に属する事務の委任	2
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	2
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	4

◎高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 4

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第136号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(3)の項中「扶養手当」を「本庁及び出先機関の職員に係る扶養手当」に、「課室長」を「総務事務センター課長」に改め、同表の3の(9)の項中「は、課室長に権限を委任する」を「の決裁は、(4)に定めるところによる」に改め、同表備考6を削り、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10中「及び(8)」を「、(8)及び(9)」に改め、同備考を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とする。

別表第2中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、同表27の項中「35」を「34」に改め、同項を同表26の項とし、同表28の項を同表27の項とし、同表29の項中「28」を「27」に改め、同項を同表28の項とし、同表中30の項を29の項とし、31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とし、34の項を33の項とし、同表35の項中「37」を「36」に改め、同項を同表34の項とし、同表中36の項を35の項とし、37の項を36の項とし、38の項を37の項とし、39の項を38の項とし、同表備考2中「12から14まで及び16から18まで」を「11から13まで及び15から17まで」に改め、同表備考3中「12から18まで」を「11から17まで」に改め、同表備考4中「12から17まで」を「11から16まで」に改め、同表備考5中「29」を「28」に改め、同表備考6中「9から11まで、21から23まで、24から27まで及び30から37まで」を「9、10、20から22まで、24から27まで及び30から37まで」に改め、同表備考7中「29」を「28」に改め、同表備考8中「12から18まで」を「11から17まで」に改め、同表備考9中「12から17まで」を「11から16まで」に改め、同表備考10中「29」を「28」に改め、同表備考11中「12から17まで」を「11から16まで」に改め、同表備考12中「21、22及び29」を「20、21及び28」に改め、同表備考13中「12から18まで」を「11から17まで」に改め、同表備考14中「21、25

から27まで及び29」を「20、24から26まで及び28」に改め、同表備考15中「29」を「28」に改め、同表備考16中「32、34、36及び38」を「31、33、35及び37」に改め、同表備考17中「33及び37」を「32及び36」に改め、同表備考18中「12から18まで」を「11から17まで」に改め、同表備考19中「21及び22」を「20及び21」に改め、同表備考20中「25から27まで、31及び35」を「24から26まで、30及び34」に改め、同表備考21中「12から17まで」を「11から16まで」に改め、同表備考22中「18」を「17」に改め、同表備考23中「21及び22」を「20及び21」に改め、同表備考24中「9から11まで、23、24、28及び31から38まで」を「9、10、22、23、27及び30から37まで」に改め、同表備考25中「39」を「38」に改め、同表備考26中「25から27まで」を「24から26まで」に改め、同表備考27中「29」を「28」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県事務処理規則別表第1（次項において「改正後の別表第1」という。）の3の(3)の項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員から届出又は請求があった手当の認定について適用し、施行日前に職員から届出又は請求があった手当の認定については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の3の(9)の項及び備考9の規定は、施行日以後の日における部分休業の承認の取消しについて適用し、施行日前の日における部分休業の承認の取消しについては、なお従前の例による。

訓 令

高知県訓令第23号

本 庁
各 出 先 機 関

高知県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県処務規程の一部を改正する訓令

高知県処務規程（平成8年3月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員にあっては、この限りでない。
第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものにおいて、この限

りでない。
 第3条第2項に次のただし書を加える。
 ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものによっては、この限りでない。
 第4条中「又は欠勤」を「、欠勤等」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、総務事務集中化システムを使用して当該事務を処理することとされる職員に係るものによっては、この限りでない。

附 則
 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第828号
 昭和37年4月高知県告示第178号（知事の権限に属する事項を委任した執行機関等）は、平成19年12月31日限り廃止する。
 平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

議 会 訓 令

高知県議会訓令第4号
 議会議事局
 高知県議会議事局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成19年12月21日

高知県議会議長 山本 広明

高知県議会議事局規程の一部を改正する訓令
 高知県議会議事局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 第54条第1項に次のただし書を加える。
 ただし、出勤簿への押印については、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員によっては、この限りでない。
 第54条第2項に次のただし書を加える。
 ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものによっては、この限りでない。
 第55条中「又は欠勤」を「、欠勤等」に、「その都度」を「、その都度」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、総務事務集中化システムを使用して当該事務を処理することとされる職員に係るものによっては、この限りでない。

附 則
 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第13号
 教育委員会事務局
 各教育機関
 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成19年12月21日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令
 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員によっては、この限りでない。
 第14条第2項中「又は欠勤」を「、欠勤等」に、「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、総務事務集中化システムを使用して当該事務を処理することとされる職員に係るものによっては、この限りでない。
 第15条に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものによっては、この限りでない。

附 則
 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第10号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、高知県教育委員会の権限に属する事務を次のとおり委任する。
 平成19年12月21日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 委任する事務
 教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員（小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する事務
- 2 委任の相手方

高知県会計管理局総務事務センター課長
 3 委任する年月日
 平成20年1月1日

教育長訓令

高知県教育長訓令第4号
 教育委員会事務局
 各教育機関
 教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成19年12月21日

高知県教育長 大崎 博澄

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令
 教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とし、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項を(8)の項とし、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項を(10)の項とし、(12)の項を(11)の項とし、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、(16)の項を(15)の項とし、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とする。

附 則
 （施行期日）
 1 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。
 （経過措置）
 2 この訓令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に職員から手当の認定に係る届出又は請求があった場合において、施行日の前日までに当該手当の認定がされていないものについては、当該手当の認定を高知県会計管理局総務事務センター課長が行うものとする。

高知県教育長訓令第5号
 事務局
 各事務所
 各教育機関
 教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成19年12月21日

高知県教育長 大崎 博澄

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に職員から手当の認定に係る届出又は請求があった場合において、施行日の前日までに当該手当の認定がされていないものについては、当該手当の認定を高知県会計管理局総務事務センター課長が行うものとする。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第4号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

高知県代表監査委員 奴田原 訂

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第29条第1項及び第4項」を「第30条第1項及び第4項」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる事務局職員にあっては、この限りでない。

第36条第2項中「又は欠勤」を「、欠勤等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して当該事務を処理することとされる事務局職員に係るものにあっては、この限りでない。

第37条及び第39条中「によって」を「又は総務事務集中化システムにより」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第36号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「扶養親族届」を「扶養親族届又は総務事務集中化システム」に改め、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「第4項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第37号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、あらたに」を「新たに」に、「別記第1号様式」を「、別記第1号様式又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第38号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別記第1号様式」を「別記第1号様式又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第39号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別記第1号様式」を「別記第1号様式又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第40号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「含む」を「含む。次項において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、総務事務集中化システムに記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成をしたものとみなす。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第41号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第10項、第16条第2項、第17条第1項及び第18条第4項中「記載した書面」を「明らかにして書面又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第42号

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第5条」を「第9条」に改め、同条第22号中「諸手当」を「諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

人事委員会訓令

高知県人事委員会訓令第5号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程（昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次長」という。）を「次長」という。）又は高知県人事委員会事務局総務課長（第3条において「総務課長」という。）に改める。

第2条の見出しを「（次長の専決事項）」に改め、同条中「事項については」を「事項を」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「事務局職員」を「課長」に改め、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

（2）課長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関する事。

第4条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「次長の」を「第2条に定める次長の」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（総務課長の専決事項）

第3条 総務課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

（1）事務局職員（事務局長、次長及び課長を除く。次号において同じ。）の休暇の承認、時間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関する事。

（2）事務局職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

高知県人事委員会訓令第6号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局処務規程（平成14年8月高知県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「次長」という。）を「次長」という。）又は事務局総務課長（以下「総務課長」という。）に、「次長を」を「次長又は総務課長を」に改め、同条第3号中「第6条及び」を「第6条第2項及び第3項並びに」に、「第3条」を「第4条」に改める。

第34条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる事務局職員にあっては、この限りでない。

第34条第2項中「又は欠勤」を「欠勤等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して当該事務を処理することとされる事務局職員に係るものにおいて、この限りでない。

第35条及び第37条中「によって」を「又は総務事務集中化システムにより」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。